

学校再編、特別支援学級の新設に関する指定校の変更について

1 審議会の設置目的及び所掌事務

島田市立の小学校及び中学校の通学区の適正化を図るため、島田市教育委員会の諮問に応じ、小中学校の通学区の設定について調査審議し、答申する。

※参考：別紙1「島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会条例」第1条及び第2条

2 通学区

- ・就学校の指定をする際の判断基準として、教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。
- ・この「通学区」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、教育委員会の判断に基づいて設定されている。
- ・島田市では、別紙2「島田市教育委員会就学事務取扱要綱」（内規）において規定されている。（別表1、2のとおり）

3 審議会スケジュールについて

11月 委員の選任、教育委員会へ付議（委員委嘱、諮問）

12月 審議会開催

1月 教育委員会へ答申

4 諮問内容

- ・伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校及び島田第一小学校の統合による指定校の変更について
- ・特認校制度利用者による指定中学校について
- ・特別支援学級の増設に関する通学区の変更について（島田第二小学校に知的学級及び自閉情緒学級新設）

5 現状・課題・対策等

（1）現状・課題

- ・新たに島田第一小学校が開校することに伴い、通学区を改めて設定する必要がある。
- ・特認校制度を利用し大津小学校へ通う他学区の児童が中学校へ進学する際、現行の要綱では各自の通学区に指定されている中学校へ行かなければならない。
- ・以前は中学校区で一つの小学校を特別支援学級の拠点校としていたが、近年、特別支援学級に在籍する、又は支援を必要とする児童生徒が増加傾向であり、大津小、島田第五小、六合東小は自校に新設した。
- ・拠点校を設けてあることにより、本来の小学校区ではない学校に通学するため、保護者

の送迎が必要不可欠であり、自校での開設を希望する保護者が増えている。

- ・令和5年度に、特別支援学級に在籍している小学生人数は 194 人
そのうち本来の学校ではなく、学区外から拠点校に通学している人数は 48 人 (25%)
(※学区外通学児童の割合が多い学校：一小 55% 四小 40% 六合小 21%)
- ・島田第三小学校は特別支援学級がないため、入級する場合、横井一丁目～四丁目、栄町の児童については島田第一小学校、その他地区の児童については島田第四小学校が指定学校となっている。

(2) 対策

- ・学区外通学児童の割合が多い学校に対し、「自校に支援級が新設した場合、利用するか」というアンケートを行った。この結果、移動を希望する児童が一定数いたため、島田第二小学校を候補校に挙げた。

6 教育委員会の考え

- ・伊太小学校、相賀小学校、神座小学校及び伊久美小学校学区の指定校を島田第一小学校とし、通学区を統合する。遠距離通学者について、スクールバスを運行する予定。
- ・特認校制度を利用し大津小学校へ通う児童について、希望する場合は、大津小学校児童の進学先と同じ島田第二中学校とすることを認める。
- ・保護者からある一定数の要望があることや、支援を必要とする児童の通学を含めた安心安全を考えると、要望のあった学校に支援学級の増設を計画どおり進めたい。
- ・特別支援学級を増設する場合、エアコン等の整備を含めた教室の改修や教員の配置も深く関わってくるため、来年度、増設する学校に確実に入級する児童を確保しながら進めなくてはならない。
- ・今回のアンケートで、通常級、新1年生の入級希望は多いが、現在拠点校に在籍している児童については移動が少なかった。これは、今まで在籍していた学校で、環境や人間関係にも慣れ、問題なく登校できているためと判断する。このような児童については、要綱の第9条第1項第12号を適用し、指定学校の変更として本人や保護者の希望で今までどおり在籍していた学校に通うことを許可することとしたい。
- ・島田第二小学校に特別支援学級を新設した場合は、島田第三小の横井一丁目～四丁目、栄町の児童は距離の近い島田第二小学校を指定学校としたい。